

Business Partner office NEWS

法改正ニュース

— 育児・介護休業法の改正 —

(令和7年4月1日～)

【育児休業・介護休業 共通】

- ◆子の看護休暇・介護休暇について労使協定の締結により対象外とできる労働者
「週の所定労働日数が2日以下」のみ（「引き続き雇用された期間が6か月未満」は撤廃される）
- ◆在宅勤務の措置の努力義務化
3歳に満たない子を養育する労働者・対象家族を介護する労働者が在宅勤務等を選択できるように措置を講ずる義務

【育児休業】

- ◆子の看護休暇の見直し
 - ①名称…「子の看護等休暇」に変更
 - ②対象となる子の範囲
小学校就学始期まで→**小学校3年生修了まで**
 - ③取得事由（病気・けが・予防接種・健康診断）
感染症に伴う学級閉鎖等・入園（入学）式・卒園式を追加
- ◆所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大
3歳に満たない子→**小学校就学前の子**
- ◆育児短時間勤務の代替措置の追加
育児休業に関する制度に準ずる措置、始業時刻の変更等に**在宅勤務等**を追加
- ◆育児休業取得状況公表義務がある企業規模の拡大
従業員数1,000人超→従業員数**300人超**

【介護休業】

- ◆介護に直面した旨の申出をした労働者に対する、**介護両立支援制度等についての個別の周知・意向確認**の義務付け（面談・書面交付等）
- ◆介護に直面する前の早い段階（40歳等）での**介護両立支援制度等に関する情報提供**の義務付け
- ◆**介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備**の義務付け（研修の実施、相談体制の整備等）



2025年
1月号

本年も宜しくお願いいたします。

最近のニュースから

最高裁「事業主は労災認定争えず」

従業員の労災認定について、事業主が国に不服申立てができるかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁は「原告適格を有しない」とする初判断を示した。事業主が不服を申し立てる場合は、労災保険料の決定段階で適否を争うべきと結論付けた。国は二審判決後の23年に、メリット制の適用を受ける事業主が保険料認定処分に関する不服申立てにおいて、労災認定への不服も主張できるよう運用を変えている。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

社労士の視点

2025年もどうぞよろしくお願ひします。

皆様、2024年はどのような年でしたか？年始に北陸地方の大地震が起き、正月気分が吹き飛びました。改めまして、北陸地方の皆様、災害お見舞い申し上げます。さて私事ですが、8月に満65歳を迎えました。老齢基礎年金の受給が開始され、急に「高齢者」の自覚が芽生えてきました。と、同時に体へのメンテナンスが必要だと実感する様々な出来事があちこちに起こり始めました。先日「おとな親子ノート」に出会いました。今年のお正月は家族を招集して「年金や保険、貯蓄などの大切な情報」を家族で話をしながら、書き込みたいと思っています。子どもが生まれたら母子手帳を書くように、親である自分の将来についてこのノートに記しておきたいと思います。「まだ、早いよ」なんて言われることありますが、なんでも元気なうちに記しておかなければ、いざというときに困るのは家族。暗証番号が分からなくて困ったという話も耳にしますので、備えあれば憂いなしを有言実行したいと思います。

皆様にとって今年もよい年でありますように！